



安心の法律サポートで、あなたを守る

# LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2023.12月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス

代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]

所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-3 リッシュビル4階401号

お問い合わせ/TEL: 03-6265-1686 FAX: 03-6265-1132

ホームページ/https://legalplus.jp/

## いわゆるフリーランス保護法について

### 1 はじめに

企業等と取引するフリーランスの保護が問題となっていたところ、今年春にいわゆるフリーランス保護法（特定受託事業者にかかる取引の適正化等に関する法律）が可決成立し、公布されました。遅くとも来年秋ごろには施行予定です。

今回は、このフリーランス保護法について解説します。

### 2 対象となる取引(2条)

この法律が対象とするのは、特定の発注者（業務委託事業者）がフリーランス（従業員のいない個人事業者、法人の一人社長など）に対して業務委託をする場合、つまり事業者間の委託取引となります。

### 3 取引条件の明示義務(3条)

業務委託事業者がフリーランスに業務委託をした場合、直ちに、給付の内容、報酬額、支払期日その他の事項を書面か電磁的方法（メール、SNSなど）で明示しなくてはなりません。

### 4 期日における報酬支払義務(4条)

一定の要件を満たす業務委託事業者（大企業、中小企業、従業員のある個人事業者など…特定業務委託事業者）は、発注した物品等を受け取ってから60日以内のできるだけ短い期間で報酬支払期日を定めて支払う必要があります。

### 5 特定業務委託事業者の禁止事項(5条)

特定業務委託事業者は、フリーランスに対する以下の行為が禁止されます。

- ①フリーランスに責任がないのに、給付受領拒絶、報酬額の減額、返品をすること
- ②通常の対価に比べて著しく低い報酬額を不当に定めること
- ③正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物や役務を強制的に購入または利用させること
- ④自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させ、またはフリーランスに責任がないのに給付内容変更や給付のやり直しをさせ、もってフリーランスの利益を不当に害すること

### 6 募集情報の的確表示義務(12条)

特定業務委託事業者がフリーランスの募集をするにあたっては、広告等において虚偽表示または誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の情報に保たなければなりません。

### 7 育児等対応、ハラスメント対策(13条、14条)

特定業務委託事業者は、継続的業務委託にかかるフリーランスの育児介護等について、申出に応じて業務との両立ができるよう適正な配慮をすることが求められます。

あわせて、業務委託に関連してセクハラ、マタハラ、パワハラが起きることのないよう、必要な体制の整備や措置を講じる必要があります。

### 8 中途解除等の事前予告義務(16条)

特定業務委託事業者は、継続的業務委託を中途解除または更新しないこととする場合は、少なくとも30日前までに予告しなければならず、理由開示を求められた場合は応じなくてはなりません。

### 9 違反行為への対処等(6条～11条、17条～26条)

違反行為等については、フリーランスから特定の窓口で申告ができ、行政機関による報告徴収、立入検査、指導助言、勧告、命令、公表、罰金などの手続があります。また今後、フリーランストラブル110番も設置され、弁護士による相談対応や和解あっ旋が予定されています。



【柏法律事務所】

所属弁護士:若松 俊樹(わかまつ としき)

#### プロフィール

東京大学法学部卒業、慶應義塾大学大学院法務研究科修了後、弁護士登録以降東京で6年、茨城県水戸市で6年半ほど一般民事や企業法務などの分野で執務。現在は柏事務所、交通事故、労災事故、離婚・不貞問題などを中心に活動を行う。趣味は読書や音楽鑑賞、好きな言葉は「鬼手仏心」、「神

は細部に宿る」。

## 顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【対応業種】 介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

## 取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、**交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務などの法律問題について**、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

## (オンライン対応)セミナー講師派遣のご案内

リーガルプラスでは、ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣を承っております。

近年、法令遵守の徹底や、それに伴うガバナンスの強化、ハラスメントの予防・体制作りといった点に意識を持たれる企業も多くなってきました。企業が抱えるさまざまな問題について、弁護士が社内セミナーの講師として、研修を通じてコンプライアンス意識の向上や、労務管理のレベルアップを支援します。



【受付】

TEL: 03-6265-1686 (平日 9:30~18:00)

E-mail: mail@bengoshi-lp.com

講演研修テーマ・費用などお気軽にお問い合わせください。

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ (平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】TEL:03-6265-1817

【上野法律事務所】TEL:03-5834-3075

【柏法律事務所】TEL:04-7197-3401

【市川法律事務所】TEL:047-712-5100

【船橋法律事務所】TEL:047-407-4680

【津田沼法律事務所】TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】TEL:0299-85-3350

## 交通事故解決事例

### 【事案の概要】

Xさんは片側1車線の道路を走行していたところ、交差する道から進入してきた加害者が運転する車両に、側面から衝突されてしまいました。

Xさんが運転していた車両は激しく破損し、また、Xさん自身も頸椎捻挫及び腰椎捻挫のけがを負いました。

### 【被害者車両の時価額交渉】

交通事故で破損した車両の修理費用額が、事故当時の車両の時価額を上回る場合は、加害者に請求できる損害賠償額は、車両の時価額（及び買替に必要となる諸費用）が限度となります（経済的全損）。

Xさんの車両は、経済的全損となりましたが、弊所へのご依頼前に加害者側の保険会社が提示してきた時価額は、新車価格の10%（約20万円）でしたので、到底納得のできる金額ではありませんでした。

Xさんの車両と同種、同程度の走行距離の車両価格を中古車市場で調べる等して、粘り強く交渉を続けた結果、弊所へのご依頼前に提示された金額よりも3倍程度高額な金額（約60万円）で示談することができました。

### 【後遺障害申請・異議申し立て】

Xさんは、事故から半年間の治療にも関わらず、首と背中に痛みや痺れが残っていましたので、後遺障害申請（交通事故の治療終了時点で完治せずに残っている症状の障害認定を申請すること）を行いました。結果は残念ながら、非該当でした。

Xさんは首や背中の痛みから、ご家庭での生活や仕事にも支障がでていましたので、非該当結果への異議申立てをご希望されました。非該当結果に対しては異議申立てを行うことができますが、新たな資料の提出がない限りは、結果を覆すことは難しいのが現状です。

そこで、異議申立てをするか検討するために、Xさんが通院していた医療機関から診療録を取り寄せることにしました。

診療録を検討した結果、Xさんが事故当初から一貫して痛み・

痺れを訴えていたこと、治療終了間近になっても痛みが治まらず、痛み止めの服用だけでなく、ブロック注射も受けていたこと等が明らかになりました。これらの事情から、Xさん症状が後遺障害に該当することを主張して異議申立てを行った結果、無事、後遺障害等級14級を獲得することができました。

### 【おわりに】

自動車事故における物的損害については、加害者側の保険会社が提示する示談金額は納得のいかない金額であることが大半です。また、人的損害については、懸命な治療もむなしく、後遺症が残ってしまうことが多々あります。

弊所では、これまで多くの交通事故の解決実績がございますので、きっと何かのお役に立てることがあると思います。保険会社が提示してきた示談金額や後遺障害認定結果に疑問のある方は、ぜひ、弊所の法律相談にお越しください。



【船橋法律事務所】

所属弁護士：今福 康裕（いまふく やすひろ）

#### プロフィール

立教大学法学部卒業、慶應義塾大学大学院法務研究科修了。弁護士登録以前は、裁判所書記官として民事・刑事の裁判事務を務める。現在は船橋事務所、交通事故、個人破産、刑事弁護などを中心に、困っている人を助け、寄り添った仕事をしたいという想いのもと活動を行う。趣味は映画鑑賞や格闘技観戦、好きな言葉は「おもしろきこともなき世をおもしろく」。

リーガルプラスでは、中小企業法務から個人法律トラブルまで、各地域で対応しています。交通事故に関する相談件数は、千葉県を中心に年間700件以上の実績\*がございます。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

\*2022年1月1日～12月31日

### 取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務などの法律問題について、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

## 編集後記

2024年まであとわずか。来年は夏に開催される「パリオリンピック・パラリンピック」や「第100回箱根駅伝」、「甲子園球場竣工100周年」など、有名なスポーツ行事や球場が周年記念を迎えます。中でも100周年を迎える甲子園球場の記念WEBサイトを見てみたところ、充実したコンテンツで野球ファンならずとも興味深いものでしたので少しご紹介。

サイト内で話題となっていたのが、阪神甲子園球場とゆかりのある名作野球マンガ9作品とのコラボムービー。巨人の星やタッチ、ルーキーズといった往年の名作野球漫画が「友情篇」「応援篇」「出場篇」といった題材に沿って名シーンが集められ、100周年のテーマ曲にのって短編動画として公開されています。

他にも甲子園の歴史や秘話などが紹介されており100年という区切りについて、記念の数字である一方、積み重ねられてきた伝統や年数の重みに、唯一無二の野球の聖地であることを感じさせられました。



\*\*\*\*\*

誠に勝手ながら、2023年12月29日から2024年1月8日まで年末年始休業とさせていただきます。

リーガルプラスでは2024年の新たな年と共に、所員一同、より一層の努力をする所存です。引き続き、変わらぬご愛顧をいただけますよう、お願い申し上げます。

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ（平日・土曜 9:30～18:00）

【東京法律事務所】TEL:03-6265-1817 【上野法律事務所】TEL:03-5834-3075 【柏法律事務所】TEL:04-7197-3401 【市川法律事務所】TEL:047-712-5100 【船橋法律事務所】TEL:047-407-4680

【津田沼法律事務所】TEL:047-409-6371 【千葉法律事務所】TEL:043-301-6761 【成田法律事務所】TEL:0476-20-3031 【かしま法律事務所】TEL:0299-85-3350